

平成30年第12回たつの市教育委員会定例会議事日程

と き 平成30年11月20日(火)
午後2時
ところ 市役所分庁舎ホール

- 1 開会宣言
- 2 就任あいさつ
- 3 教育長職務代理者の指名について
- 4 会議録署名委員の指名
- 5 教育長諸報告
(1) 不登校・いじめについて
- 6 議事
報告第16号 たつの市認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定について
報告第17号 たつの市保育料軽減事業実施要綱の一部を改正する告示制定について
議案第37号 たつの市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定について
議案第38号 播磨高原広域事務組合規約の一部変更について
議案第39号 平成30年度たつの市一般会計補正予算の見積りについて
議案第40号 平成30年度たつの市学校給食センター事業特別会計補正予算の見積りについて
- 7 自由討議
- 8 次回教育委員会開催予定日 平成30年12月27日(木)午後2時～
" 開催場所 (分庁舎 第3会議室)
次々回教育委員会開催予定日 平成31年 1月 日()
" 開催場所 ()
- 9 閉会宣言

平成30年第12回たつの市教育委員会定例会会議録

と き 平成30年11月20日(火)
午後2時
ところ たつの市役所分庁舎ホール

教育長

ただ今から、平成30年第12回たつの市教育委員会定例会を開会します。

これまで教育委員としてご尽力いただきました矢木委員が、11月17日付けをもって任期満了により退任されました。

その後任として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の任命同意を得まして、11月18日付けにて、喜多敦子様教育委員として昨日、市長より辞令交付されましたので、その旨、ご報告いたします。

なお、喜多委員の任期は、平成34年、2022年11月17日までの4年間となります。

< 就任あいさつ >

< 教育長、教育委員3名、事務局 順番に自己紹介 >

それでは、このメンバーで引き続き頑張っていきたいと思っておりますので、皆様、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、次に、教育長職務代理者の指名をさせていただきます。

教育長職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定によりまして、委員の中から教育長が指名することとなっております。

そこで、菅野委員を教育長職務代理者として指名させていただきます。

任期につきましては、11月18日付けとさせていただきます。よろしくお願いたします。

それでは次に、会議録署名委員の指名を行います。

●●委員を指名します。よろしくお願いたします。

次に、会議の公開又は非公開の決定を行いたいと思っております。

教育長諸報告のうち、(1)不登校・いじめにつきましては、たつの市教育委員会会議規則第9条第1項第7号、会議の公開が不相当とする事件の規定により、また、議事のうち、議案第37号「たつの市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例制定について」、議案第38号「播磨高原広域事務組合規約の一部変更について」、議案第39号「平成30年度たつの市一般会計補正予算の見積りについて」及び議案第40号「平成30年度たつの市学校給食センター事業特別会計補正予算の見積りについて」は、たつの市教育委員会会議規則第9条第1項第4項、教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件の規定により、非公開にすることが適切であると思われま。

賛成の方は挙手願います。

< 挙手 >

賛成が出席委員の3分の2以上の多数と認め、先ほど申しました案件については非公開と決定します。それでは、先に公開案件を審議した後、非公開案件の審議を行います。

それでは、議事に入ります。

報告第16号「たつの市認定こども園管理運営規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則制定について」、事務局説明願います。

< 事務局 資料に基づき説明 >

説明は終わりました。何か、ご質問、ご意見はございませんか。

委員 平成31年度の申込は17人までですか。

事務局 実際には、19人の申込みがありました。定員を17人で設定していれば、1.15倍の19人までを受け入れることができます。これ以上定員を増やしてしまうと、保育士の確保等にも影響が出てきますので、今回は申込があった19人を受け入れるため、定員を17人にしたものです。

委員 分かりました。

教育長 ほかにご意見等はございますか。
ご発言がないようですので、採決に入ります。報告第16号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

＜ 異議なしの声 ＞

ご異議なしと認めます。よって、報告第16号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、報告第17号「たつの市保育料軽減事業実施要綱の一部を改正する告示制定について」、事務局説明願います。

＜ 事務局 資料に基づき説明 ＞

説明は終わりました。
何かご質問、ご意見はございませんか。

委員 趣旨説明の「指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、」という部分がよく分かりません。具体的な都市名等を入れて説明していただけますか。

事務局 保育料算定の基礎となる市民税については、1月1日現在に住所を有している市区町村で課税されるものですが、例えば、1月1日現在、政令指定都市である神戸市に住所がある方が、1月1日以降にたつの市に転入され、たつの市の保育所、こども園に入園される場合、保育料の算定の基礎となる市民税は、神戸市で課税される市民税の額となります。

平成30年度から市民税の所得割の税率が、政令指定都市以外では6パーセントですが、政令指定都市では8パーセントとなっています。このため、同じたつの市に住所を有している方でありながら、6パーセントで算定された保育料の方と、8パーセントで算定された保育料の方とでは不公平が生じますので、今回、政令指定都市から転入された方に対しても、たつの市において算定する6パーセントに合わせるよう定められたものです。

教育長 要するに、1月1日現在において神戸市に住所があり、その後たつの市に転入してたつの市の保育所等に通っていれば、以前からたつの市に住所がある方と同様、たつの市の税率で算出するということですね。

ほかにご質問等はございませんか。
ないようですので、採決に入ります。報告第17号は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

＜ 異議なしの声 ＞

ご異議なしと認めます。よって、報告第17号は、原案のとおり承認いたしました。

それでは、これで公開案件の審議は終わり、ここから非公開案件の審議に移ります。

＜ 非公開案件の審議 ＞

続きまして、自由討議に入ります。
何か、討議事項をお持ちの方はいらっしゃいませんか。

ないようですので、これで自由討議を終わります。

次に、次回以降の教育委員会定例会の日程調整を、事務局からお願いします。

< 次回定例会、次々回定例会の日程調整 >

以上で、第12回たつの市教育委員会定例会の日程は、全て終了しました。これをもって閉会します。

午後3時20分終了

出席者

教育長	横山 一郎
委員	菅野 夏子
委員	七條 祐正
委員	松尾 壯典
委員	喜多 敦子
教育管理部長	田中 徳光
教育事業部長	富井 静也
教育部参事(兼)教育環境整備課長	沖田 基幸
教育事業部参事(兼)社会教育課長	小松 精二
教育事業部参事(兼)歴史文化財課長	岸本 道昭
教育事業部参事(兼)人権教育推進課長	中山 茂樹
教育事業部参事(兼)体育振興課長	西田 豊和
教育総務課長	坪内 利博
学校教育課長	山田 晴人
幼児教育課長	田中 彰人
すこやか給食課長	村上 秀樹
社会教育課主幹	喜多村 玲